二十　集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムは除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十一　武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十二　可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十三　金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十四　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十五　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］